

第十回国会 郵政委員会 議事録 第七号

昭和二十六年三月二十九日(木曜日)

午前十一時四十三分開議

出席委員

委員長 池田正之輔君

理事 白井 佐吉君 理事吉田 安君

理事 伊藤 新一君

佐藤 親弘君 島田 末信君

高木 松吉君 高橋 權六君

坪川 信三君 橋本登美三郎君

降旗 德弥君 山本 久雄君

田島 ひで君

出席國務大臣

郵政大臣 田村 文吉君

出席政府委員

郵政事務次官 大野 勝三君

(郵政事務官) 浦島喜久衛君

(郵政事務官) 白根 玉喜君

(貯金局長) 金丸 徳重君

(郵便局長) 津田 正夫君

(郵便局長) 山戸 利生君

(郵便局長) 香田 禎君

委員外の出席者

西根村に郵便局設置の請願(國司安正君紹介)(第一五八二号)

醍醐村に郵便局設置の請願(國司安正君紹介)(第一五八二号)

簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願(山手満男君紹介)(第一六一八号)

同(岡西西明君紹介)(第一六一六号)

同(柄澤ま子君紹介)(第一六六号)

百人町に特定郵便局設置の請願(石原登君紹介)(第一六三八号)

豊浜町字中須地内に郵便局設置の請願(早稲田柳右門君紹介)(第一六六五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日のお会に付した事件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

津田正夫君が参考人として御出席になつておりますので、あらかじめお知らせいたします。

池田委員長 それではこれより会議を開きます。

前会に引続き郵便法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

津田正夫君が参考人として御出席になつておりますので、あらかじめお知らせいたします。

池田委員長 それではこれより会議を開きます。

前会に引続き郵便法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

津田正夫君が参考人として御出席になつておりますので、あらかじめお知らせいたします。

池田委員長 それではこれより会議を開きます。

前会に引続き郵便法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

津田正夫君が参考人として御出席になつておりますので、あらかじめお知らせいたします。

池田委員長 それではこれより会議を開きます。

前会に引続き郵便法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

津田正夫君が参考人として御出席になつておりますので、あらかじめお知らせいたします。

池田委員長 それではこれより会議を開きます。

前会に引続き郵便法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

津田正夫君が参考人として御出席になつておりますので、あらかじめお知らせいたします。

池田委員長 それではこれより会議を開きます。

前会に引続き郵便法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

津田正夫君が参考人として御出席になつておりますので、あらかじめお知らせいたします。

池田委員長 それではこれより会議を開きます。

前会に引続き郵便法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

津田正夫君が参考人として御出席になつておりますので、あらかじめお知らせいたします。

であります。これは現在用紙が非常に不足しておりますから、こういうふうに圧縮された広告面になつておりますが、今後用紙が潤沢になつて、新聞のページ数がふえますれば、ますます広告の占めるパーセンテージがふえて来る。こういうことは過去の事実をもつてしてもわかると思ふのであります。

それからなぜ広告をこういうふうにするかと申しますと、広告の収入は、日本新聞協会の調査によりますと、各社では大体収入の三七%くらいになつております。これを一部当りの数字にいたしますと二十八円ということになつておる。二十八円あればこそ、現在七十五円という安い新聞定価でできるわけでありませぬ。これがもしも二十八円が二十七円にならなければならぬ。高くなるにつれて重要な数字は、この一割で三分の一以上載せるのが新聞としてあります。これは事実と非常に違ふことになるのであります。それからまた現に広告を新聞紙に掲載するところ、あつちと拾ひましただけでも、商法の百六十六条とか、破産法手続規定とか、非訟事件手続法、そういうものがござります。もしも三分の一以上になるからこういうものはお断りすることになりますし、これはとんでもないことになつておる。これはとんでもない公職選挙法第四十九条でも、公職

の候補者は一回だけ新聞に無料広告ができる。その場合に三分の一以上になるから、新聞の広告はお断りするということになりませぬ。こういうことになりませぬか。そういう例はいくらでもござりますが、それはさておきまして、もしもこういうような新聞が三種の認可を取消されたといつておらぬと、結局現在の三種は八十銭でやつておられますが、一挙にして六円にやらないければならぬ。これが非常に少額の新新聞ならばよろしゅうござりますが、お手元のこの小さな紙に書いてありますが、よりに、現在日本全国では約百五十万部という新聞が郵送になつております。これの全体の郵税は、計算いたしますと二十八億円という負担になるのござります。読者の場合から申しますと、郵送料が二十四円なのが、一筆送を受けておる読者は、一箇月に二百六十円という新聞代を払わねいと読めない。それがこくわらずかな読者ならよいが、今申し上げましたように、百五十万という読者が読めな。ことに東北、北海道、九州というような地区のように、山村の多い所では、そういう読者が多いのでありますから、自然そういう読者が事実を知る権利をはばまれるというところにありますので、これはわれわれとして非常に重要に考へておる次第でござります。また新聞の広告を三分の一に法律で限定するということは、やはり新聞政策の方針を法律で制限するようなことにもなりますので、この意味におきまして、われ

三月二十九日

委員江崎真澄君、中野武雄君、長尾達生君、平澤長吉君及び林百郎君並びにつき、その補欠として高橋権六君、佐藤親弘君、島田末信君、橋本登美三郎君及び田島ひで君が議長の名で委員に選任された。

三月二十八日

陸中野郵便局に集配事務開始の請願(山本猛夫君紹介)(第一五八〇号)

第一類第十三号

郵政委員会議事録第七号

昭和二十六年三月二十九日

われはこれに反対をしたい。

次に第二の点であります。第二十三号第三項第一号に「毎号千部以上」と修正を加えようとする点であります。御当局の御説明によりますと、千部以上に限定した理由は、千部以下では、現行法の「政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること」と規定されている。そのあまねくという趣旨に合致しない。こういうふうな理由づけられておりますが、これは私どもとして首肯しがたいこととあります。もう一つは、現在総司令部で新聞政策として、地方のコミュニティー・ペーパーという小さな新聞を盛んに奨励しております。そういうものが第三種の新聞の取扱いを受けないということもありません。これでもわれわれは文化的政策の見地から全面的に御撤回になるように望むのであります。それから御当局の御説明によりますと、今までも内規でやつていたので、今度法文にしてもしやつかえないのではなにかとおっしゃいます。一旦法文になりますと、それは参りません。内規の場合には郵政当局にわれわれがいろいろ御説明申し上げればおわかりになるかもしらぬが、一旦法律になりますれば、この解釈は郵政御当局がなさるのでなく、法務当局がされ、また裁判所がするものであります。その場合、一旦こういうふうな法文になつてしまいました場合には、われわれはけんかをして武器を持つてはいない。きめられたからには、それに従わなければならぬ。こういうような事情にありますので、内規と今度の法文になるということとは

非常に違う。だから何でもなし、今まで通りだという御説明は、私には首肯できない。大体以上の点で、今度の法律案は御撤回になられるように、われわれ新聞協会の理事会では決議いたしました。それを皆様にも御伝達いたしまして、御賢察を仰ぐ次第であります。

○津田委員 津田委員は、この際津田参考人に御質問があれば、これを許します。

○津田委員 津田委員は、この改正案に対する御意見であります。この改正案に對する御意見は、面を記事の面と比較しての比率が新聞によつて違つています。非常に広告を多くする新聞と、日経のごとく非常に広告の少ない新聞があります。そういう問題について、新聞協会が広告面ののくらいにしようというふうな内々の申合せでもしておられますか、お尋ねします。

○津田参考人 協会では別にそういう申合せというものはいたしません。またそういう申合せをいたしません。これは、いろいろ法律に抵触いたしますので、申合せはいたしません。大体現在の実情が三割以上になつておること、新聞協会としてはそれについて何も関係してありません。

○受田委員 第三種郵便物の認可の内規が、三分の一の広告面ということになつていたことは御承知になつておられるのであります。これに對して、ある新聞は、収入の増大をはかるために広告に重点を置く傾向があるという場合には、もちろん読者の方でも批判を加えて、この新聞は少し商業的な性格が強いからあの新聞に行こうとか、漸次判断を下すようになるとか、

すが、そうした新聞社相互の間の自粛自戒というふうな点について、何か協会の方でお考えになつておることはないのでしようか。

○津田参考人 お答えいたします。そういうふうな非常に広告が多くなりまして、重要記事が抜けるというような場合には、われわれの中に、各社の編集局長が構成しております編集委員会というものがあつて、これはきわめて自主的なものであります。そこではいろいろ討議いたしますので、その意見交換によつて、広告面が非常に多くなることによつて重要記事の逸脱するということも自然に避けることができると思つております。新聞協会の編集委員会というものは、何も権力を持つておるわけではございません。ある社に對して、広告が多過ぎる、記事が抜けて過ぎるというので文句をつけるというふうなやり方で目的を達しておるようには考へません。

○受田委員 津田委員は、これが第三種郵便物から第四種に切りかえられた場合に、八十銭から六円に一躍飛び上るわけですが、そうすると、百五十万部を郵送しておる日刊新聞の國民に与える負担額が二十八億増加するということとあります。新聞社によれば、第三種で八十銭で済めば郵送にするが、少しでもこれが値上りするならば、特別に新聞配達の人を雇つても、特に販売店その他の人員によるところの特別な方法によつて、郵送料の負担に對する対策が立てられるとも思つております。今は八十銭だから郵送で済むが、これが六円になれば、二十八億ということは、事実上としては、

配達の方法——業として郵便配達はすることはできないように、法律に規定されておりますが、しかし実際問題としてそういう方法がとられるとはお思ひになりませんか。

○津田参考人 そういふことのためにおそらく読者にとりましては新聞の定価が高くなると思つて、新聞社は、もしもこれを負担して経営が案になりませんと、結局購読料を上げなければならぬといふことで、これは読者に非常に迷惑がかかる。また今販売店をお話がありましたが、販売店にこれを負担させるということになります。現在の新聞の定価の構成要素である販売手数料がどうしても上らなければならぬ。そうすれば購読料をどうしても上げなければならぬということとで、同様に読者に負担がかかることになる。そういうことで、これはぜひ避けたいといふわけで御説明申し上げておるわけでありませう。

○受田委員 私は今参考意見を述べていただいたことに非常に感謝するものであります。農山漁村という文化に恵まれない地域の人は、さなきだに文化面の吸収に非常に不利な立場にあるので、そういうところからラジオが聞えて行くとか、新聞が配達されるということによつて、わずかに文化人としての血筋をわけてもらつておると思つております。そういう点で、新聞社が努力をして、農山漁村に對する文化的な啓蒙をしていただくことには、非常な敬意を捧げますと同時に、今こゝでひとつ考えてみたいことは、新聞の定価が、どこに行つても、都会でもまた地方でも同じになつて、雑誌の方は、地方定価と中央定価が違つ

ておるのです。こういう点について、そういう負担が増大する分についての負担額の一部を、地方民に負担してもらつて、そういう案を考へられたことではないでしょうか。

○津田参考人 津田委員のところはそういうことを考へておりませんが、むしろもう少し安くしたいといふふうな思つております。それから先ほどよくつと申し落しましたが、現在の購読料はマル公でございます。もしもこういうふうな、新聞社としては、いろいろと配れない、経営上、自衛上配れない、それを避けたために、つまり現在のよう、農山村に配りたいという気持から、今度の改正案に對して反対の意思を表しているわけでありませう。

○受田委員 私は重要案件について一応政府にただしておきたい点があります。それは小包郵便物についてであり、それが、重量制限を六キロまで拡張したことに對して、その場合、それによつて従業員の労働力の負担増加という問題が考へられると思つて、加えることによつて、今まで通りの方法で配達事務が円滑に行くかどうか。

もう一つ、小包郵送の速達を考へておられるのですが、配達局より四キロ以内のものに對して、通常の郵便物の速達と同じようなことにして小包速達をやつたりされると、これは重い荷物でありますので、郵便物と違つて非常に労働力の過重負担になると思つて、こういう問題について、政府としては十分その対策を用意しておられるかと

ておるのです。こういう点について、そういう負担が増大する分についての負担額の一部を、地方民に負担してもらつて、そういう案を考へられたことではないでしょうか。

うかをただしておきたいのでありま

○浦島政府委員 第一点の小包の重量を六キロまで拡張するために、従業員が労働が増加するのではないかと、それに対する対策いかんという御質問であります。この点につきましては、戦前においては六キロまで取扱いはいたしておつたのでありますが、戦時中の事情によつて四キロまで重量制限をせよとされたのであります。しかし今日の状態におきましては、六キロまで広げましても業務運営上においてはさほど支障がない。むしろ国民が小包を利用されるのによつて、より一層便益になる次第でありますので、今回この六キロまでの、すなわち従来よりも二キロだけ重量を重くしたものを取扱うということとした次第でございます。しかも重量別による小包の利用者の多いのは、今日においては二キロまでが一番多いのであります。従つて四キロから六キロまでの分がどの程度あるか、これは一応の見込みでございますが、戦前の状況からいいますと、総小包数のわずか三割にすぎない程度でございますので、特にこのために現状においては人員を増加するまでの必要もないかと思つております。しかしながら、将来やはり重いものがたくさん出るようになる、現在の人員で仕事ができないということになります。考えなければなりません。とにかく過去の経験からいまして、わずかに総数の三割程度でございますので、現在の人員で十分やつて行けるという考えを保持して行きます。

増し、人をふやす必要があるのではないかと御議論でございますが、この点についても、やはり戦前の小包運送を取扱つていたその当時の状況から見て、戦前の総小包数も平均すると〇・一七という程度でございます。数にいたしました五十三万九千通程度でございますので、これまた現在の人員の配置におきまして、この程度でございます。特に人をふやすという必要もないのじやないかと思つております。しかしながら、やはり物数というものは、国民側の利用によりまして増減があるわけでありまして、どん／＼速達小包が利用されて、物数がふえて参りますと、やはりこれに對しまして人員の配置等について善処しなければならぬと思つておる次第でございます。

○受田委員 なお小包料金について地帯別の項でございますが、第二地帯の料金は二キログラムまで四十五円、それから二キログラムを越えることに二キログラムまで十五円とあります。さらに第三地帯の料金については、最初が五十五円、その超過に對する料金が十五円でございますが、この十五円のみだけをそのままにすえ置いてある理由をちよつとお尋ねいたしたいのであります。超過分に對する最初の十五円の料金増し、この増しが一律に三十五円の場合、四十五円の場合、五十五円の場合と、全部超過分に十五円かけられるその理由についてであります。

○浦島政府委員 従来におきましては、小包料金は均一制でありましたが、今回近いところを安くして、従つて遠いところは高くする、いわゆる料金を合理的にしたいという意味で、かよう

に地帯別の料金制をとつた次第でございます。しかしながらこの地帯によりまして、また重量別によりまして料金は、できるだけやはり郵便の仕事におきましては簡便でなければならぬ、お互いに簡便も、また利用される公衆側におきまして、最も簡便でわかりやすいということが郵便料金をきめる上において最も必要な次第でありますので、従つて重量別段階における料金も、やはりそれ／＼同じ方法で十五円増しといたした次第であります。そうして距離による増し方は十円といたしたのであります。この距離による増し方は十円で、重量によりまして増し方が十五円というように差異がありますことは、これは一番近いところ、第一地帯で、いわゆる今度の改正によりまして市内小包と相なりすまいわゆる同一市町村内、あるいは同一郵便区域内の料金につきましては、現在二十五円、それから四十円、いわゆる十五円の増しになつておるわけでありまして、しかもこの一番最短距離間の料金につきましては、特に料金をいじりませずに、この範囲を従来は六大都市だけの市内でありましたのが、全国の市町村全部につきまして適用範囲を拡張いたしました。料金の通減をはかつた次第であります。一番最低の料金の最初の出発が十五円刻みになつておるので、やはり重量による区別も十五円刻みになつております。従つて各地帯における重量別の料金も同じような十五円刻みとした方が公衆側も郵便当局側も簡便ではないかということが一つであります。それから距離別による十円の上り方につきましても、第一地帯の中で、いわゆる同一市内以外のところにつきましては、二キログラムまでは三十五円、これは現在の料金とかわらないわけでありまして、これは料金をいじらないで、そのまますえ置いた次第であります。従いまして、いわゆる同一市内が二十五円でありまして、そのほかの第一地帯が三十五円、つまり十円の開きであります。従つて第二地帯、第三地帯、第四地帯も十円刻みにしたい、こういうふうな料金の簡易化ということが一つの考え方になつております。

○受田委員 遠隔の地になるほど文化的面における負担が過重になるといふことは、先ほどの新聞の送達においても同じことが言えるので、山間僻地に郵便局舎のあるところ、あるいは遠いところにあるところは、むしろそうした意味において恩恵を多く与える必要があると思つております。もちろん運搬その他における負担の比率は、ずつと遠隔に行くほど過重になることは当然であります。郵便政策の立場から、山間僻地におられる者も、都市におられる者と同じ料金で小包の配達が行われ、または新聞紙等も同じ料金で読めるというところが、社会政策の立場からいつても妥当ではないかと考えますが、この問題について特に地域の問題なども、ずつと山間僻地におられる者はむしろ僻地の地として特別の手当があるというふうな議論もある今日でありますから、この点郵政当局としては、何か実際かかる経費の問題について、そうした交通不便なところにおける、遠隔な地域の者に対する公平な負担という問題をお考えになつたこととはございませんか。

○浦島政府委員 御承知のように、郵便事業は公共事業でありますので、公益性を持つことは当然であります。しかしながら、いわゆる通常郵便物の親書等とは違ひまして、多少小包は物件の送達という性格を持つておる次第であります。従つて送達に要する経費等も、距離によりまして違ふことは当然であります。できますならば、最も科学的、合理的な原価計算をいたしまして、そうして最も妥当な料金を決定すべきであります。これは郵便料金全体についての問題でありまして、目下郵政省としては検討いたしておりますが、とにかく今回の改正は、現在の均一制の料金のその全国平均の建前からいたしまして、多少でもいわゆる物件送達の郵便料金を合理的、基本的な料金のもとに、その第一歩に着手したいという意味から、今回地帯制をとつた次第であります。従いまして、これを科学的な原価計算から、行きますと、当然遠いところはそれだけ経費がかかりますので、いわゆる受益者負担といえます。それだけ利用価値があり、またそれだけ負担がかかることは、それだけ多く負担していただくということがほんとうの公平の概念ではないかと思つております。

○受田委員 もう一つ料金受取人払い制度をここで新しく設けられておりますが、これは実際問題として、これを利用する人は一般国民大衆にはきわめてまれであると思つて、このようになまねな利用者の場合にここで規定する必要があるものでしょうか。

○浦島政府委員 主として通信販売あるいはその他の商業通信にこれが利用されると思つて、しかしながら、やはりかような商業通信でなくとも、何らかの都合を催される場合に、その回答

を得たい、こういう場合に、やはりこの制度が利用されます。必要があればだれでも利用できますから、ある特定の人だけの便宜をはかつたということはないと思います。

○受田委員 これはちようどきの小包はがきについて質問したのと逆な方向に行つておると思いますが、私製小包はがきをつくることを認めなかつたことと、それから特定の料金受取人払い制度を認めるのは逆に考えられると思ひますが、それはそれといたしましと思ひます。

○池田委員長 他に御質疑はありませんか。別に質疑もないようでありますので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

なおこの際御報告いたします。ただいま、本案に対する自由党、国民民主及び日本社会党の共同修正案が白井委員より委員長の手元に提出されました。これは印刷物として各委員に配付いたしました通りであります。以上御報告いたします。

引続きただいま提出になりました修正案を議題とし、その趣旨説明を求めます。白井君。

郵便法の一部を改正する法律案に對する修正案

郵便法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十三條の改正規定中「第三項第一号中「号を逐つて」の下に「毎号千部以上を」と、同項第三号中「目的とし」の下に「広告掲載部分が印刷部分の三分の一以下のものを、」を加え、「同条」を削る。

○白井委員 各党の共同提案の形によりまして修正案が上程されて参つたわけですが、この第三種郵便物の認可条件は、現行の規定で運用する上において大して支障がないと思ふばかりでなく、さらに第二十三條第三項第一号中の「毎号千部以上を」と及び同項第三号中の「広告掲載部分が印刷部分の三分の一以下のものを、」この二条件を加えることには相当研究の余地が多いと思ひます。よつてこの際これを明文化することは不適当と思ひますから、右の意見を申し上げます。

○池田委員長 これにて修正案に対する趣旨説明を終りました。引続き討論に入ります。

なおこの際、前回の委員会が質疑を終了しております郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案の三案を追加し、ただいま議題となつております郵便法の一部を改正する法律案、及び本案に對する修正案とともに一括議題として討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。田島ひで君。

○田島(ひ)委員 本四法案を一括いたしました。共産党を代表して反対いたします。

特に郵便法の一部を改正する法律案は、その趣旨によりますと、郵便事業の円滑な運営とサービスの改善をはかるためといつておりますが、実際には、郵政事業の根幹であります日曜配達を現に廃止して、大衆サービスの剣を刺しているといふやうなわけで、その趣旨とは矛盾することが行われております。第二に、第三十一條の帯域制は、

一番利用価値の多い第三地帯では、実際に七割の料金の値上げになつておりまして、現行法による料金は、わずかにその利用価値のない第一地帯だけになつております。こうした莫大な料金の値上げは、郵便料の値上げが実際に諸物価の値上げになりますことは、この前郵便料を値上げいたしましたときに、わが党としてはすでにそのことを申し述べておいたのであります。この値上げによつてやはり諸物価の値上げを伴うことを予想しなければならぬと思ひます。特に本法案を実施されずと、一般の利用者の不便ばかりでなく、定員法以来従業員が非常に少くなつて、労働強化になつております。労働強化を強制されますことは明らかであります。これにマッチするよからな従業員の増加をはかつた上でこのういふ法案でありますならば、もちろんわが党といたしましては特に反対する理由はございませんけれども、とうてい従業員の増加は望まれませんし、従業員の上に極度な労働強化、事務上の複雑化をもたらす結果になりますので、わが党は特にこのういふ理由に基いて本法案にも反対いたします。

以上四法案を一括して反対の理由をいたします。

○池田委員長 受田新吉君。

○受田委員 私は総括的に討論をいたしたいと思ひます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び他の二法律案については異議を持つておりません。

ただ問題は、郵便法の一部を改正する法律案で、特に先ほど来私が最後にお尋ねしたこの重量制限を拡大することによつて、あるいは小包運達の制度をつくることによつて、もちろん文化生活がだん／＼高くなつて来るのですが、これを利用する国民が非常に増大することはもう当然のことです。先ほど申された全小包数の中でごく一部しか今回新しく規定されるものに該当するものがないといふことは、漸次それが拡大されることは予想されることだし、また今申されたように、職前でも小包は三割の重量制限があり、また速達でも一・七割の制限があつた。それを今再開すれば、その比率がずつと上まわることは当然です。ところが現在の人員を増加しないままにこれを負担することになると、過重の負担になることはいまさらここで議論する余地がないのであります。このういふ問題について、日曜の配達を中止するとか、いろいろ従業員に非常な不安と動揺を与える心配があると思ひます。この法案の実施とともに当然起るところの従業員の待遇の問題をあわせ考慮して、健全な郵政の遂行をはかれるよう、政府に一段の努力を要望して、この郵便法の一部改正法律案について社会党を代表して賛成するものであります。以上、四法案に對して賛成の意思を表明し、なお修正の部分については当然賛成の意思を表明いたします。

○池田委員長 これにて討論通告者全對の討論は終了しました。よつて各案に對する討論はこれにて終局いたしました。

引続き採決を行います。採決の順序は、先ず郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部

を改正する法律案、以上三案を一括して採決し、次に郵便法の一部を改正する法律案の共同修正案を採決し、最後に原案について採決をいたします。

それではまず郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。右三案の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多数、よつて右三案は原案の通り可決いたしました。

次に郵便法の一部を改正する法律案の白井委員提出による共同修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

次にただいま修正と決しました部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立多数、よつて郵便法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。

なおこの際本日議決いたしました法律案の委員会報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○池田委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

本日はこれにて散會いたします。

午後零時二十八分散会

〔参照〕

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年四月十四日印刷

昭和二十六年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁